

○岡山市自転車駐車場附置義務条例施行規則

昭和57年4月1日

市規則第26号

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山市自転車駐車場附置義務条例(昭和57年市条例第16号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(自転車駐車場の区画)

第2条 自転車駐車場の設置者又は管理者は、自転車の駐車の用に供する部分を白線等により1台ごとに明確に区画し、利用者の利便に供さなければならない。

(届出)

第3条 条例第5条第1項の規定による自転車駐車場設置の届出は、自転車駐車場届出書(様式第1号)正副2通に、自転車駐車場調書(様式第2号)2通及び別表に掲げる図面各2部を添付して行うものとする。

2 前項の規定は、条例第5条第3項の規定による届出事項の変更届について準用する。

(承認申請)

第4条 条例第5条第2項の規定による承認を受けようとする者は、自転車駐車場承認申請書(様式第3号)1通に、自転車駐車場調書(様式第2号)2通及び別表に掲げる図面各2部を添付して市長に提出しなければならない。

2 前項の規定は、条例第5条第3項の規定による承認事項の変更承認申請について準用する。

(承認通知等)

第5条 市長は、前条の規定による申請について承認又は不承認を決定したときは、自転車駐車場(変更)/承認/不承認/通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(工事完了届)

第6条 条例第5条第1項又は第3項の規定による届出をした者及び条例第5条第2項又は第3項の承認を受けた者は、当該届出又は承認に係る工事完了後速やかに工事完了届(様式第5号)2通を市長に提出しなければならない。

(身分証明書)

第7条 条例第8条第2項の証票は、身分証明書(様式第6号)によるものとする。

(措置命令書)

第8条 条例第9条の規定による措置命令は、措置命令書(様式第7号)によるものとする。

(店舗面積)

第9条 条例別表の自転車駐車場の規模を算定するための基礎となる店舗面積は、大規模小売店舗にあつては大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律(昭和48年法律第109号)に定める店舗面積、金融機関にあつては銀行室、一般応接室その他これらに類する部分の床面積を合算した面積とする。

(自転車駐車場の規模及び構造)

第10条 条例別表の規則で定める1台当たりの駐車区画の自転車駐車場の規模は、幅0.5メートル以上、長さ1.9メートル以上の区画とする。

2 前項の規定は、特殊な装置を用いる自転車駐車場で、自転車が有効、かつ、安全に駐車することができるものと認められるものについては、適用しない。

附 則

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

別表(第3条関係・第4条関係)

図面の種類	明示すべき事項
附近見取図	方位、道路、目標となる地物及び位置並びに条例第5条第2項の場合にあつては、駐車施設を設けなければならない建築物との距離
配置図	縮尺、方位、敷地境界線、位置、駐車施設内外の車路及びその幅員並びに敷地が接する道路及びその幅員(条例第5条第2項の場合にあつては、駐車施設を設けなければならない建築物に係るものを含む。)
各階平面図	縮尺、方位、間取、規模、各部の用途並びに駐車施設内外の車路及びその幅員(条例第5条第2項の場合にあつては、駐車施設を設けなければならない建築物に係るものを含む。)

様式第1号(第3条関係)

自 転 車 駐 車 場 届 出 書															
岡山市長 殿												年 月 日			
設置者 住 所 氏 名															
岡山市自転車駐車場附置義務条例(昭和57年市条例第16号)第5条第1項の規定により次のように届け出ます。															
駐 車 施 設	所 在 地		岡山市												
	区 分		収 容 台 数 (台)	駐 車 部 分 面 積 (㎡)				施 設 面 積 (㎡)			備 考				
	建 築 物 内														
	建 築 物 外														
	※条例の規定による算定台数			/				/							
条 例 第 2 条 第 1 項 の 建 築 物	名 称		主要用途				用途地域			商 業 地 域 近 隣 商 業 地 域					
	工 事 の 種 別		新 築 ・ 増 築		構 造				階 数			地 下 地 上		階 階	
			B1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	合 計		
	店 舗 面 積													㎡	
	施 設 台 数													台	
※ 受 付	年 月 日 第 号														
摘 要															

(注)・※印の欄には、記入しないでください。

都計9B5上55

- ・黒インク又は黒のボールペンを使用してください。
- ・所在地は、地番を記入してください。
- ・ぱちんこ屋は、店舗面積欄にぱちんこ台数を記入してください。

様式第2号(第3条・第4条関係)

自 転 車 駐 車 場 調 書							
建築主住所氏名						TEL	
建築物所在地	岡山市						
設計者住所氏名							
施工者住所氏名							
	申請部分	申請以外の部分			合計	備考	
敷地面積(m <sup>2</sup> )							
建築面積(m <sup>2</sup> )							
延べ面積(m <sup>2</sup> )							
駐 車 施 設 の 規 模		階	階	階	階	階	計
	駐車部分面積(m <sup>2</sup> )						
	車路の面積(m <sup>2</sup> )						
	その他						
	合計(m <sup>2</sup> )						
	駐車台数(台)						
型 式							
※ 建 築 物	建築確認申請受付	年 月 日			第 号		
	建築確認年月日	年 月 日			第 号		
摘 要							

都計10B5上55

- (注)・黒インク又は黒のボールペンを使用してください。  
 ・建築物所在地は、地番で記入してください。

様式第3号(第4条関係)

自 転 車 駐 車 場 承 認 申 請 書														
岡山市長 殿												年 月 日		
設置者 住 所 氏 名														
岡山市自転車駐車場附置義務条例(昭和57年市条例第16号)第5条第2項の規定により承認を申請します。														
駐 車 施 設	設 置 場 所		岡山市											
	権 利 の 区 別		(1) 所 有 地	(2) 借 地				(3) その他( )						
	使 用 承 諾 者	住 所												
		氏 名		㊟										
	規 模	区 分		収 容 台 数(台)				駐 車 部 分 面 積 (㎡)				施 設 面 積(㎡)		
建築物内														
建築物外														
※条例の規定による算定台数														
台														
条 例 第 2 条 第 1 項 の 建 築 物	所 在 地		岡山市											
	名 称		主要用途				用途地域				商 業 地 域 近 隣 商 業 地 域			
	工事の種類		新築・増築		構 造		階 数		地下		階 階			
			B1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	合 計	
	店 舗 面 積													
	施 設 台 数													
	駐車施設を敷地内に 附置できない理由													
※ 受 付	年 月 日 第 号													

- (注) ・※印の欄には、記入しないでください。 都計11B5上55
- ・黒インク又は黒のボールペンを使用してください。
  - ・所在地は、地番を記入してください。
  - ・ばちこ屋は、店舗面積欄にばちこ台数を記入してください。

様式第4号(第5条関係)

自転車駐車場(変更)承認通知書 不承認													
年 月 日													
住所 氏名 殿											岡山市長 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span>		
※ 通知欄													
駐 車 施 設	設置場所		岡山市										
	権利の区別		(1) 所有地			(2) 借地			(3) その他 ( )				
	使用承諾者		住所										
			氏名 <span style="float: right; border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">印</span>										
	規模		区分	収容台数(台)			駐車部分面積 (㎡)			施設面積(㎡)			
			建築物内										
建築物外													
※条例の規定による算定台数											台		
条例第2条第1項の建築物	所在地		岡山市										
	名称		主要用途				用途地域			商業地域 近隣商業地域			
	工種の種別		新築・増築		構造			階数			地下階 地上階		
			B1	1	2	3	4	5	6	7	8	9	合計
	店舗面積												㎡
	施設台数												台
		駐車施設を敷地内に附置できない理由											
※ 受付	年 月 日 第 号												

都計12B5上55

様式第5号(第6条関係)

工 事 完 了 届				
年 月 日				
岡山市長 殿		設置者 住 所 氏 名 ㊟ T E L		
岡山市自転車駐車場附置義務条例施行規則(昭和57年市規則第26号)第6条の規定により次のように届け出ます。				
駐車施設届出書 受付	年 月 日 第 号			
確 認 年 月 日	年 月 日 第 号			
所在地	建築物	岡山市		
	駐 車 施 設	岡山市		
建築物所在用途 地域	商業地域・近隣商業地域			
区 分	収 容 台 数 (台)	駐 車 部 分 面 積 (㎡)	施 設 面 積 (㎡)	備 考
建 築 物 内				
建 築 物 外				
敷 地 外				
※条例による算 定台数				
※検査欄				
年 月 日 検査済				

(注)・※印の欄には、記入しないでください。

都計13B5上55

- ・完成写真(一部)を資料として添付してください。
- ・所在地は、地番を記入してください。

様式第6号(第7条関係)

(表)

		第	号
身 分 証 明 書			
職氏名			
	年	月	日生
上記の者は、岡山市自転車駐車場附置義務条例(昭和57年市条例第16号)第8条の規定により立入検査をすることができる者であることを証する。			
年	月	日	
岡山市長			印

(裏)

<ol style="list-style-type: none"><li>1 本証は、建築物又は駐車施設の立入検査をする場合は常時携帯し、関係人の請求があった場合にはこれを提示しなければならない。</li><li>2 本証は、他人に貸与し又は譲渡してはならない。</li><li>3 本証を損傷し、又は亡失したときは理由を付して直ちに届け出なければならない。</li><li>4 本証は、資格を失ったときは直ちに返還しなければならない。</li></ol>
都計14 6.0×8.5 上180

(大きさ 縦6.0cm 横8.5cm)

様式第7号(第8条関係)

第 年 月 日

住 所  
氏 名 殿

岡山市長



措 置 命 令 書

建築物の所在地

建築物の用途及び規模

上記の建築物は、岡山市自転車駐車場附置義務条例(昭和57年市条例第16号)第 条の規定に違反しているので、同条例第9条の規定により次のとおり命ずる。

記

1 措 置

2 理 由

都計15B5上55

様式第1号(第3条関係)

様式第2号(第3条・第4条関係)

様式第3号(第4条関係)

様式第4号(第5条関係)

様式第5号(第6条関係)

様式第6号(第7条関係)

様式第7号(第8条関係)